

福祉民生常任委員会会議録

平成24年5月30日

北 見 市 議 会

午後 1時28分 開 議

○（桜田委員長） ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○（辻 局長） ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は8名、全員出席であります。

以上であります。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午後 1時29分 休 憩

午後 1時29分 再 開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、保健福祉部からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（藤田部長） 私から、保健福祉部所管の案件につきまして補足説明させていただきます。

昨年、子ども手当から保育料未納分などを徴収することができるよう制度改正されましたことに伴い、来月6月に支給予定の子ども手当及び児童手当からの保育料過年度未納分の徴収についての事務を進めさせていただいたところですが、その徴収件数等についてまとめましたのでそのご報告と、現年度保育料未納分についての特別徴収に係る今後の対応についてご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、詳細につきましては保育課長から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○（堀越課長） それでは、私のほうからお手元に配付させていただいております委員会資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料1ページをごらん願います。児童手当等からの保育料未納分の徴収についてでございます。昨年、子ども手当制度の改正に伴い、学校給食費や保育料などの費用を子ども手当から徴収できる仕組みが設

けられ、本年4月に児童手当法が改正されましたが、手当から徴収する制度は引き続き存続されたところでございます。このことを受け、保育料負担の公平性を保つため、まず、過年度の保育料未納分への対応といたしまして、教育委員会などと連携を図り、平成24年3月分以前に未納がある方を抽出し、制度の周知並びに申出書を送付させていただきました。その結果、6月に支給される手当からの徴収申出件数が10件となり、徴収額の合計は41万2,400円となる予定でございます。今後につきましても、過年度に未納がある保護者に対し、制度の周知を図りながら申出書の提出について理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、現年度の保育料未納分への対応についてでございますが、本人の申し出がなくとも、市町村の判断により支給される手当からの徴収が可能であることから、保育料負担の公平性を保つため、関係各課と協議を行い、手当の10月支給分からの徴収に向け検討し、現年度保育料の収納率向上となるよう事務を進めてまいりたいと考えております。

また、資料2ページでございますけれども、関係法令の抜粋を掲載させていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（熊谷委員） まず、子ども手当、児童手当の制度の趣旨、こういうことで児童手当、子ども手当を支給しますという趣旨について、改めてご説明願います。あわせて、その趣旨からいってこの子ども手当、児童手当からこういうものを徴収するということが、果たして制度の趣旨からいってどうなのかというあたりについてどういうふうに整理されているのか、その辺について伺いたいと思っております。

○（高橋委員） 平成24年3月分以前の未納のあるものということで、申出書提出件数が10件、約41万円ということですね。それで、これは予算委員会で

も出ていなかったのではと思うのですが、過去の未納額の推移と収納率というのはどれぐらいになっているのか、改めてお聞きしたいのですけれども。

○（三樹室長） それでは、まず熊谷委員からの子ども手当、児童手当の法律の趣旨でございますけれども、これにつきましては、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とするということでの手当でございます。

○（坂下係長） 高橋委員からの、未納、滞納分の推移ですけれども、平成22年度の保育料につきましては、滞納額は1,295万2,920円となっております。その前年の過年度分ということで、4,015万7,059円、平成22年度分の滞納繰越額ということでいきますと、5,310万9,979円となっております。過年度の収納率につきましては、このときが9.3パーセントとなっております。

以上でございます。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時37分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の説明を求めます。

○（三樹室長） 熊谷委員からの、引き去りに関する趣旨についてのご質問でございますけれども、児童手当法に基づきまして、今回改正になった部分のうち第4章の雑則部分でございますけれども、第22条の3から第22条の4までについて規定されまして、こういった手当から引き去りできると法律に基づいて定められたことから、今回実施に至ったことでございます。

以上でございます。

○（熊谷委員） それで、確かに法律上はできると。できるであって、必ずやらなくてはいけないということではないということを決められていますけれども、私は本来的にはこの子ども手当、児童手当ができた趣旨から言って、その趣旨を生かすとするならば、こういう手当からの徴収というのはすべきではないというふうに思います。そもそも、この制度の趣旨といわゆる滞納分の徴収というのは別次元の話であって、滞納分の徴収についてはそれなりの努力もされているでしょうけれども、それはそれでやるべきであって、重ね合わせる必要はまったくないと私は思います。重ね合わせることによって制度の趣旨そのものが生かされなくなってしまうのではないかとこの疑念を持っています。これは私の意見です。

それで、以前に過年度分については申出書の提出が必要ということで、こういうものがありますということをお知らせするという説明を保健福祉部から聞いていたのですけれども、今回は10件の申し出があったということですね。これについて、どういう中身で周知したのか、こういう制度がありますということで周知したのか、それともこういう制度があるので使ってくださいというような形で周知したのか、その辺はどうなのでしょうかとというのが一つと、それから、もう一つは現年度分の関係で、申出書の提出は不要だということになってはいますけれども、事前通知が必要と。これは通知をして例えば拒否した場合はどうなるのかということについて伺いたいと思います。

○（高橋委員） 収納率等の未納額の関係についてお聞きしたのですけれども、3、4年前に委員会でも出ていたと思うのですが、保育料の未納について収納率を上げるようにという話、確か意見がついたと思うのですけれども、その後の経過を、数値を含めてどういう形になっているかを改めてお聞きします。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時42分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（堀越課長） 熊谷委員から、今回の過年度未納分に対する周知方法などについてご質問をいただいているところでございます。対象となる人数等については資料に記載のとおりでございます。今回、周知させていただきました内容については、子ども手当制度の改正あるいは児童手当法の改正によりまして、過年度分について保護者の方々からの申し出があれば引き去ることができるという制度が存続されましたという内容で、まずは周知をさせて頂いております。それと同時に、申出書も同封させていただきまして、ご理解を示していただきまして、未納分につきまして手当からの徴収を希望される場合につきましては申出書を返送していただきたいという、お願いという形で送付させていただいた内容でございます。

それから、現年度分の対応についてもご質問をいただいているところでございます。制度上の解釈から言いますと、市町村が特別徴収ということで決定させていただいた場合においては、本人の意思によらず特別徴収することができる、つまりは未納のある保護者の方が拒むことができないという理解でございます。

以上でございます。

○（坂下係長） 高橋委員からの収納状況の推移に関してですけれども、平成20年度の現年度分につきましては96.1パーセント、平成21年度につきましては96.3パーセント、平成22年度につきましては96.7パーセントの収納率となっております。

私からは以上でございます。

○（藤田部長） 熊谷委員からの意見の部分ですけれども、基本的には保育料は使用料という形で納付していただいております、自主納付していただくことが

一番大事と考えております。そういった意味で、現在口座振替率91.2パーセントという形になってございます。制度の趣旨的には、先ほど保育課長の申しましたとおり、特別徴収することになりましたら自治体の判断で徴収できるという形ではございませんけれども、事前通知をすることになってございます。その事前通知を受けた方の中では、期限的なずれで特別徴収するまでに完納される方、また、支払いを予定している方、それから、納付相談により今後支払いを計画したいという方もいらっしゃるかもしれませんが、その辺については、関係各課とも協議させていただきながらどういう形で通知させていただくか、そして引き去りとする対象の方についてもどういう形で通知するかという検討をさせていただいた上で、10月から引き去りをしたいという考えでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○（熊谷委員） 今の部長、課長の説明の内容となりますと、現年度分の特別徴収については、申出書の提出が不要であって、こちらから通知をすればできると。言ってみれば、差し押さえの通知とほとんど同じようなものではないですか。国会の議論の中でも、この点について平成20年4月に当時の与謝野財務大臣がこのように言っています。支給されたものを使用できなくすることは禁止されていると。これは差し押さえ云々についての質問に対する答弁ですけれども、このように述べているのです。ここから言っても、今の説明だと矛盾するのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○（藤田部長） 今熊谷委員からいただいた質問なのですけれども、先ほども申し上げましたとおり、事前通知の中で、この部分を児童手当から引き去りさせていただきますという通知を差し上げるわけですが、納付相談により支払い計画を立てた上でという相談がありましたら、その部分については事前に連絡をいただいて特別徴収を停止させていただくよ

うな旨も付記してまいりたいとは考えてございます。そのやり方等を含めて、今後関係各課とも検討させていただいた上で取り組みたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○（熊谷委員） 今の部長の答弁では、まだこのようにやると決定しきっているわけではないということのようで、具体的なやり方についてはこれからまた検討するということなのでしょうけれども、最初に言ったように、そもそも私は手当から徴収すること自体が制度の趣旨を生かせなくしてしまうということで反対をせざるを得ないという思いなのですけれども、ただ、今言ったような中身でいっても、事前通知して納付相談をして云々というのは、いわゆる差し押さえとほとんど同じだと思うのです。これからやり方を含めて検討されるということなのですけれども、国会での大臣答弁からいっても矛盾するのではないかとということもあるので、慎重にやっていただきたいというように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（藤田部長） 熊谷委員の言われた、差し押さえという意味合いになるのではないかとということでございますけれども、納付相談等をさせていただきながら進めてまいります、やはり使用料でございますので、払っていただいている方はきちんと払っていただいておりますから、払っていただいている方に対して、公平な観点も重視していかなければならないと考えてございます。昨年から法改正がなされて、各自治体でもいろいろな取り組み方を検討しているところでございます。私どももそういったことを参考にし、関係課と協議させていただき、10月の児童手当からの引き去りについては配慮させていただきながら実施させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時50分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域医療対策室からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（竹内室長） それでは、地域医療対策室から北見市夜間急病センターの運営状況につきましてご報告をさせていただきます。

平成23年4月から、保健センター1階に場所を移し、市が直営で開設いたしました北見市夜間急病センターは、366日休むことなく夜間における一次救急医療の役割を担い、無事一年を経過することができました。この間、当委員会を初め、夜間急病センター運営協議会、北見医師会、北見薬剤師会など、多くの皆様方から賜りましたご指導、ご支援に対しまして、改めて感謝申し上げる次第でございます。

それでは、平成24年度の診療体制並びに平成23年度の運営実績につきまして夜間急病センター事務長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○（津幡事務長） それでは、私のほうからお配りいたしました資料により報告をさせていただきます。

資料1ページでございます。(1)、平成24年度における診療体制でございますが、平成23年度と同様の体制といたしまして、枠内に記載のとおり、平日は医師1名、看護師2名、医療事務員2名、うち23時15分以降は1名となっております。土曜日、日曜日、祝日は、医師1名、看護師3名で23時以降は2名、医療事務員2名で23時以降は1名体制としたところでございます。

次に、下段の組織図でございますが、勤務いただ

いております医師は、嘱託医師として管理者、センター長であります塩田医師と横矢医師のお二人となり、基本的に嘱託医師2名が週3日から4日、残りを非常勤医師での対応となっております。この非常勤医師につきましては、現在のところ道内医師7名、道外医師4名、道外医科大医師に加え、急病センター医師登録の承諾をいただいた市内16名の医師を予定するところでございますが、このうち道内在住、札幌市の医師1名が月9回から10回程度、ローテーションで入っていただけることになってございます。また、看護師については、嘱託職員が6名と臨時職員4名によるローテーションにより、医療事務職員については4名のローテーションにより行うこととしてございます。

次に、2ページをごらんください。(2)、平成23年度運営実績でございます。平成23年4月1日の開設時におきましては、嘱託医師1名と非常勤医師体制となっておりますが、嘱託医師の退職により、8月からは非常勤医師のローテーションにより運営を行ったところでございます。現在においては、先ほどの報告のとおり、医師及び看護師等スタッフがある程度固定化した中、運営を行っているところでございます。

さて、平成23年度運営状況でございますが、診療につきましては医師1名ほか看護師、医療事務員を配置した中、366日間、午後7時から翌朝7時までの診療を行い、結果、受診者4,373人となったところでございます。なお、管理者にてつきましては、平成23年8月1日付、塩田昭夫医師へ変更しております。また、医療事故等の特記事項はありません。

その他では、当センターの適正な運営を確保するため、医療関係団体、教育機関、行政関係機関の関係者により構成する運営委員会を設置いたし、平成23年8月と10月に会議を開催し、当センターの運営に関し様々な意見をいただきその後の運営を行ったところでございます。

さて、資料3ページから7ページは、平成23年度

1年間の患者数等の実績をまとめたものでございます。これにつきましては、月別、年齢別、時間帯別、地域別、曜日別の患者数と診療科別の紹介状況となっております。まず、3ページ、月別、受診科別の患者数の状況でございます。表の下段でございますが、当センターが標榜する内科が1,866人、小児科が1,227人となり、両科を合わせました受診割合は約7割となり、以下、患者数の多い順に記載しておりますが、夜間の1次救急として多くの受診科の患者が来られている状況でございます。なお、右側下段に記載してございますが、1日平均患者数は11.95人となったところでございます。

続きまして、4ページ、年齢別患者数でございます。左側が各年齢別の状況、右側が小児科のみを抜粋したものとなっておりますが、1歳未満の乳児も数多く受診されたところでございます。

次に、5ページ、時間帯別患者数でございます。これにつきましては、19時台から22時までに71.65パーセントが来院されている状況となっておりますが、深夜あるいは朝方の患者も記載のとおり受診をされていることがおわかりいただけるかと思えます。

次に、6ページ、地域別患者数では、左側の北見市民の利用が、北見自治区は3,702人、端野自治区は139人、常呂自治区は19人、留辺蘂自治区は93人で計3,953人となり、割合は90.39パーセントとなっております。北見市以外では、訓子府町が79人、置戸町が29人で、それ以外の、北網地域ほか道内地域から来院される患者もおり、道外患者も25人となった状況でございます。

次に、7ページ、曜日別患者数でございます。こちらの表につきましては、平日に比べ土曜日、日曜日の人数が多い状況が見て取られます。参考といたしまして、ゴールデンウィーク期間、年末年始期間を右側に記載したところでございます。

次に、8ページ、診療科別紹介状況でございますが、これは診療情報提供書により各医療機関に患者

を紹介した実績で、件数は302件となったところでございます。以上が、平成23年度の受け入れ患者に関する実績でございますが、本年度も引き続き夜間の1次救急を担う医療機関として、患者の受け入れを行ってまいりたいと考えております。

以上、北見市夜間急病センターの運営状況に関する報告でございます。よろしくお願い申し上げます。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で地域医療対策室からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休 憩

午後 1時59分 再 開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 1時59分 閉 議
